



平成29年2月3日

各 位

会社名 長谷川香料株式会社
代表者名 取締役社長 近藤 隆彦
(コード番号 4958 東証第1部)
問合せ先 取締役兼副社長執行役員 海野 隆雄
(TEL. 03-3241-1151)

「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」の改定に関するお知らせ

当社は、平成29年2月3日開催の取締役会において、「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」の改定について決議しましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

改定の内容 変更部分に下線を付しております。

改定前	改定後
第2章 第3条 (株主総会)	
5. 当社は、当社の株主構成を踏まえ、招集通知の一部(狭義の招集通知、参考書類)を英訳し当社ホームページで開示する。	5. 当社は、当社の株主構成を踏まえ、招集通知の一部(狭義の招集通知、参考書類)を英訳し当社ホームページ及び東京証券取引所のウェブサイトで開示する。
第5章 第16条 (取締役会の役割・責務)	
(追加)	4. <u>取締役会は、毎年、取締役会の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要について開示する。</u>
第5章 第25条 (独立社外取締役)	
3. 独立社外取締役は、取締役会において、経営に関する経験や専門知識や等に基づき、中立・公正な立場から助言・提言等を行うことを通じて当社の経営を監督する機能・役割を担う。 また、 <u>取締役会への出席を通じ、会計監査及び内部監査の報告を受け、必要に応じて意見を述べることにより、各監査役と連携した監督機能を果たす。</u>	3. 独立社外取締役は、取締役会において、経営に関する経験や専門知識等に基づき、中立・公正な立場から助言・提言等を行うことを通じて当社の経営を監督する機能・役割を担う。また、 <u>会計監査及び内部監査と連携している監査役と連携することにより、各監査と連携した監督機能を果たす。</u>

なお、本基本方針は当社ホームページ (<http://www.t-hasegawa.co.jp/ir/governance.html>) に掲載しております。

以上